

佐賀市上下水道局公告第60号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第84条の規定により次のように公告する。

平成30年1月26日

佐賀市上下水道事業管理者 田 中 泰 治

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 公共下水道屋外雨水ポンプ場建設工事（ポンプゲート設備）
- (2) 工事場所 佐賀市光二丁目外地内
- (3) 予定工期 契約締結の日から平成31年3月15日まで

2 工事の概要

No.1 ポンプゲート設備（横軸水流軸流（超低水位型） $\phi 700 \times 2$ 台、ステンレス綱板製ローラーゲート1門）、No.2 ゲート設備（ステンレス綱板製ローラーゲート1門）、調整池排水配管設備一式

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 佐賀市における平成29・30年度入札参加資格審査の結果、機械器具設置工事の等級が、A級に認定されていること。

イ 佐賀市内に本店、支店又は営業所を有していること。

ウ 公告日前10年間に、下水道施設（処理場、ポンプ場）又は揚排水機場のポンプ設備工事（主ポンプ能力1基当たり $Q = 0.7 \text{ m}^3/\text{s}$ 以上、かつ、1か所の施設に設置された主ポンプ能力の合計が $1.4 \text{ m}^3/\text{s}$ 以上の工事に限る。）において、元請としてポンプ設備を自ら製作し据付した実績（共同企業体として実績を有する場合は、その代表者である場合に限る。）があること。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

オ 建設業法第27条の18第1項の規定による機械器具設置工事業に係る監理技術者証資格者証の交付を受けており、同法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者を専任で配置できること。ただし、工場製作のみが行われている期間は専任を要しない。

カ この公告の日から開札の日までの間のいずれの日においても、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）を受けて

いないこと。

(ア) 佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。（イ）において同じ。）による指名停止等の措置

(イ) 佐賀県内の他の地方公共団体による指名停止等の措置（佐賀市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、佐賀市による当該指名停止等の措置の開始日以後の措置を除く。）

キ 開札を行う日前3か月の間において、佐賀市工事成績評定要領（平成28年4月1日施行）第4条に規定する工事に係る評定の結果、評定点が70点未満であるとして同要領第6条の規定により通知を受けた者でないこと。

ク 開札を行う日前3か月の間において、佐賀市上下水道局工事成績評定要領（平成24年4月1日施行）第4条に規定する工事に係る評定の結果、評定点が70点未満であるとして同要領第6条の規定により通知を受けた者でないこと。

(2) 入札参加資格を有する者が、(1)アからウまでに掲げる要件については入札参加申請締切日までに、(1)エからクまでに掲げる要件については開札の時までに、当該要件を満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。

4 入札参加申請

電子入札システムにより行うこと。

(1) 入札参加申請を行える期間

平成30年1月29日（月）午前9時から平成30年2月9日（金）午後4時まで（佐賀市の休日に関する条例（平成17年佐賀市条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）とする。

(2) 入札参加申請の必要書類

ア 最新の総合評定値通知書の写し

イ 入札参加資格確認書

ウ 3(1)ウに規定する実績に係る一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）による工事实績情報システムデータの写し又は当該実績に係る工事の請負契約書の写し及び当該工事の概要を証明する書類（仕様書等）の写し

5 入札参加資格の確認等

入札参加資格の有無を、平成30年2月15日（木）までに電子入札システムにより通知する。この場合において、入札参加資格がないと認めた者については、その理由を付して通知するものとする。

6 設計図書等の交付場所

入札情報公開システム上

7 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問期限 平成30年2月9日（金）

(2) 質問先 佐賀市上下水道局雨水事業対策室（佐賀市建設部河川砂防課内）

ファクシミリ番号 0952-26-7388

(3) 回答方法 平成30年2月15日（木）午前9時から佐賀市上下水道局雨水事業対策室（佐賀市建設部河川砂防課内）において公表する。

8 入札の方法

電子入札システムにより行うこと。

9 入札を行える期間

平成30年2月16日（金）午前9時から平成30年2月20日（火）午後4時まで（佐賀市の休日に関する条例第1条に規定する市の休日を除く。）とする。

10 工事費内訳明細書の提出

入札参加者は、入札と同時に当該入札に係る工事費内訳明細書を電子入札システムにより提出しなければならない。

11 開札を行う日時及び場所

(1) 日時 平成30年2月22日（木）午前9時30分

(2) 場所 佐賀市若宮三丁目6番60号

佐賀市上下水道局（水循環部財務課）

12 入札保証金

免除

13 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、契約金額が300万円未満の場合は、免除する。

14 予定価格及び最低制限価格

(1) 予定価格は、落札者の決定後に公表する。

(2) この公告に係る入札については、佐賀市上下水道局競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領（平成29年7月18日施行）を適用し、最低制限価格を設定する。

(3) 最低制限価格に満たない価格により入札を行った者は、落札者に決定しない。

15 同日落札制限

(1) この公告に係る案件は、同日落札制限を設定する。

(2) 本案件と同日に開札を行う機械器具設置工事を要件とする一般競争入札において、本案件より先に開札する案件を落札した者で、本案件において、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に該当するものは、本案件の落札者に決定しない。ただし、本案件より先に開札する案件又は本案件が災害復旧工事の場合は、この限りでない。

ア 本案件より先に開札する案件を落札した者が特定建設工事共同企業体の場合

(ア) 当該特定建設工事共同企業体の構成員を含む特定建設工事共同企業体

(イ) 当該特定建設工事共同企業体の構成員

イ 本案件より先に開札する案件を落札した者が単体企業（特定建設工事共同企業体でないものをいう。以下同じ。）の場合

（ア）当該単体企業

（イ）当該単体企業を含む特定建設工事共同企業体

1 6 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

（1）入札に参加する資格のない者

（2）入札について不正行為を行った者

（3）本工事名とは異なる工事名を記入してある工事費内訳明細書を送付した者

（4）工事費内訳明細書の積算価格と入札書の入札金額との差が1万円以上ある者

（5）入札金額について、誤脱及び判読不可能な記載をした者

（6）1人で2以上の入札をした者

（7）本案件と同日に開札を行う機械器具設置工事を要件とする一般競争入札において、本案件より先に開札する案件を落札した者で、本案件において、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に該当するもの。ただし、当該者が落札した案件が災害復旧工事の場合は、この限りでない。

ア 本案件より先に開札する案件を落札した者が特定建設工事共同企業体の場合

（ア）当該特定建設工事共同企業体の構成員を含む特定建設工事共同企業体

（イ）当該特定建設工事共同企業体の構成員

イ 本案件より先に開札する案件を落札した者が単体企業の場合

（ア）当該単体企業

（イ）当該単体企業を含む特定建設工事共同企業体

1 7 落札者の決定の取消し

落札者の決定の日から契約締結の日の前日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は、その構成員のいずれかの者）が次に掲げる措置要件に該当するとき、又は当該措置要件に基づき、佐賀市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀市は、一切の損害賠償の責を負わない。

（1）佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（平成28年4月1日施行）に規定する贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る措置要件

（2）佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に規定する暴力団との関係に係る措置要件

1 8 その他

（1）この公告に定めるもののほか、入札参加申請、入札及び落札者の決定方法等の事務手続並びに入札参加資格の欠格要件、入札の中止の条件等については、佐賀市上下水道局電子入札執行要領（平成24年8月1日施行）、佐賀市における申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領（平成28年4月1日施行）、佐賀市

上下水道局競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領及び佐賀市における佐賀市建設工事等に関する入札心得（平成２９年１０月１日施行）の規定による。

(2) 前号に掲げる申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領及び佐賀市建設工事等に関する入札心得の規定中「佐賀市」とあるのは「佐賀市上下水道局」と、「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、「契約監理課及び総務法制課情報公開・統計係」とあるのは「上下水道局水循環部財務課」と読み替えるものとする。

(3) 本工事に係る下請負契約については、佐賀市内に本店を有している者を優先活用するよう努めること。

(4) 本工事に係る契約を締結した者（当該締結した者が特定建設工事共同企業体の場合は、当該共同企業体と同じ構成員で構成された共同企業体）が、本工事の工期と重複し、かつ、本工事の工事場所と近接している佐賀市が発注した工事を請け負っている場合で、当該工事と本工事の現場代理人又は専任の主任技術者の兼任を行うときは、設計変更により本工事に係る諸経費の調整を行う。

(5) この公告に係る案件は、佐賀市上下水道事業管理者が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱（平成２６年６月２日施行）を適用する。

(6) 問合せ先

ア 公告の内容に関すること。

佐賀市若宮三丁目６番６０号

佐賀市上下水道局水循環部財務課

電話 ０９５２－３３－１３３１

イ 工事の概要に関すること。

佐賀市栄町１番１号

佐賀市上下水道局雨水事業対策室（佐賀市建設部河川砂防課内）

電話 ０９５２－４０－７１８３